

ともにつくろう みんなの夢大地

# さらべつ議会

令和4年5月10日 発行／更別村議会 編集／議会運営委員会

180



## 住宅の建設進む ~新コムニ団地~

令和3年末の住民基本台帳人口が、12年ぶりに増加しました。  
新コムニ団地分譲地では、住宅の建設が着々と進んでいます。  
(コムニの里さらべつ屋上より撮影)

## 第1回定例会

令和4年度予算案を可決

## 審議結果

## 一般質問

5人の議員が5項目に

ついて質問

## 意見書を提出

12

## 委員会レポート

13

## 議会日誌

14

前年度比5.32%増 6会計67億585万円

## 令和4年度予算案を可決



▼更別村の休日を定める条例の一部を改正する条例制定  
国や北海道、とかち広域消防局などの十勝管内関係機関と業務を連動し、住民サービスの向上を図るため、年末年始の休日を改めるものです。  
○改正前 12月31日～1月5日  
○改正後 12月29日～1月3日

### ■条例の改正

▼行政手続きの見直し（押印の廃止）に伴い、公平委員会委員の負担軽減及び事務の効率化を図るため、宣誓書の様式を改めるものです。  
○行政手続きの見直し（押印の廃止）に伴い、事務の効率化を図るため、宣誓書の様式を改めるものです。

## 第1回定例会

令和4年第1回定例会は、3月10日から18日、9日間の会期で行われました。開会日の10日は、村政執行方針並びに教育行政執行方針の説明の後、条例の廃止1件、条例の改正12件、計画の変更5件、一般会計ほか5特別会計補正予算が審議されました。

11日は、意見書案を4件審議、続い

て5人の議員が5項目について一般質問を行い、村長の見解を質しました。16日、17日の2日間にわたり新年度予算を審議、17日には追加提案となつた決議案を審議しました。提案された議案等はそれぞれ可決され、会期を1日残して閉会しました。

### 3月10日審議分

### ■条例の廃止

#### ▼水洗便所改造等補助条例を廃止する条例制定

水洗化促進の財源として設置された水洗便所改造等補助条例について、当初の目的を達成したことから、廃止するものです。

#### ▼個人情報保護条例の一部を改正する条例制定

デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条文の引用法令を改めるものです。

#### ▼公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定

行政手続きの見直し（押印の廃止）に伴い、公平委員会委員の負担軽減及び事務の効率化を図るため、宣誓書の様式を改めるものです。

#### ▼職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定

行政手続きの見直し（押印の廃止）に伴い、事務の効率化を図るため、宣誓書の様式を改めるものです。

▼行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定

<b>▼職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定</b>
地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職員の育児休業等に関する事項を定めるため、関係する条文を改めるものです。

<b>▼議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定</b>
議会議員の期末手当について、国家公務員に準じた支給割合に改正するものです。

<b>▼特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定</b>
特別職の職員で常勤のものの期末手当について、国家公務員に準じた支給割合に改正するものです。

<b>【令和3年度 補正予算の内訳】</b>
(1万円未満切り捨て)

会計区分	補正額	補正後の予算額	主な増減内容
一般会計(第12号)	2億9,142万円	52億4,072万円	・価格高騰に伴う公共施設燃料費の増額 ・除雪費委託料の増額 ・公共施設等整備基金の積増による増額
<b>国民健康保険特別会計(第6号)</b>			
事業勘定	△1,086万円	5億6,636万円	・一般被保険者療養給付費等の減額
診療施設勘定	△607万円	3億2,066万円	・会計年度任用職員に係る経費の減額
後期高齢者医療事業特別会計(第2号)	△12万円	5,634万円	
<b>介護保険事業特別会計(第3号)</b>			
事業勘定	△257万円	3億8,251万円	・介護サービス等諸費の増額
サービス事業勘定	69万円	276万円	・介護保険事業勘定繰出金の増額
簡易水道事業会計(第2号)	1億4,102万円	4億3,863万円	・道営営農用水事業により更新した旧施設の除却(特別損失に計上)に伴う増額
公共下水道事業会計(第3号)	△2,228万円	3億82万円	

## ■計画の変更

<b>▼交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定</b>
成人年齢の引き下げに伴い、条例で定める年齢制限を撤廃するとともに、関連する資格要件を改めるものです。



<b>▼辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更</b>
農村地区を5地域(辺地)に区割りし、昨年度策定した「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」について、各辺地における事業量、事業内容(道路・橋りょう、農業基盤整備事業など)等の変更に伴い、法律の規定に基づき計画を変更するものです。

## ■補正予算

<b>▼賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定</b>
行政手続きの見直し(押印の廃止)に伴い、村民等の負担軽減と利便性の向上、並びに事務の効率化を図るために、捺印を必要とする様式を改めるものです。

<b>▼職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定</b>
職員の期末手当について、国家公務員に準じた支給割合に改正するものです。

<b>▼会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定</b>
会計年度任用職員の期末手当に改訂するものです。

## 令和4年度各会計予算

(1万円未満切り捨て)

会計区分		令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	対前年比
一般会計		44億3,190万円	46億6,121万円	5.17%
特別会計	国保会計	事業勘定	5億5,751万円	5億6,482万円 1.31%
		診療施設勘定	3億1,926万円	3億4,659万円 8.56%
		後期高齢者医療事業	6,086万円	5,564万円 △8.58%
	介護保険	事業勘定	3億7,576万円	3億7,789万円 0.57%
		サービス事業勘定	206万円	206万円 0.05%
企業会計	簡易水道事業	2億9,699万円	2億9,206万円 △1.66%	
	公共下水道事業	3億2,276万円	4億554万円 25.65%	
合計		63億6,713万円	67億585万円 5.32%	

3月16・17日審議分

### ■当初予算

▼令和4年度一般会計予算並びに特別会計・企業会計予算

令和4年度一般会計予算は2日間にわたり審議を行いました。一般会計46億6千121万5千円、5特別会計・企業会計

(決議文は13ページに掲載)  
「ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議」が議員提出され、原案どおり可決されました。

を含む総額6億585万円は、それぞれ原案どおり可決されました。

### ■決議

#### 知っておきたい 今年の予算



R5年度に診察室等を増設へ  
国保診療所増改修工事実施設計  
1,042万円



厨房を整備しコミュニティカフェを拡充  
老人保健福祉センター改修事業  
905万円



更別小学校に屋外トイレを整備  
学校施設改修事業  
779万円



追加ワクチン接種体制を確保する  
新型コロナワクチン接種対策事業  
582万円



橋梁を長寿命化し、通行の安全確保へ  
橋りょう整備事業  
1億420万円



村民の移動手段として  
乗合タクシー運行事業  
1,023万円

## 第1回定例会（3月10～17日）審議した議案と各議員の賛否

※高木修一議長は採決には加わりません。  
※遠藤久雄議員は欠席のため「-」と表示しています。

種類	件 名	遠藤 久雄	小谷 文子	松橋 昌和	太田 綱基	安村 敏博	織田 忠司	審議結果
議案	水洗便所改造等補助条例を廃止する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	更別村の休日を定める条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例の一部を改正する条例制定の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	北更別・旭・平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	勢雄・更別東辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	更別・昭和・更南辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	南更別・香川・更生辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	上更別南・東栄・協和辺地に係る公共的施設の総合整備計画変更の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和3年度一般会計補正予算（第12号）の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和3年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和3年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和3年度公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和4年度一般会計予算の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和4年度国民健康保険特別会計予算の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和4年度後期高齢者医療事業特別会計予算の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和4年度介護保険事業特別会計予算の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和4年度簡易水道事業特別会計予算の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	令和4年村公共下水道事業特別会計予算の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
意見書	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
	コロナ禍での消費拡大対策の強化に関する意見書の件	-	○	○	○	○	○	原案可決
決議	ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議	-	○	○	○	○	○	原案可決

# 一般質問



## ■ 一般質問とは ■

議員個人が村の事務の執行状況や将来に対する考え方などの報告や説明を村長などに求め、村が村民のために適切な村政運営を進めているかを議員がチェックするものです。質問は、議案とは関係なく村政全般について認められています。

更別村議会では、効率的な議会運営を目的に、質問する議員があらかじめ議長に質問の趣旨などを知らせる「通告制」を採用し、議員はその内容に沿って質問します。また、質問の方式は、一問一答方式で、1項目ごとに質問と答弁を行います。質問時間は質問と答弁を合わせて1人90分以内、質問回数は1項目3回までとしています。

なお、ナイター議会は現在実施を見合せています。

ページ	質問事項	質問議員
7	ガバメントクラウドファンディングの導入について	太田 緑基
8	明るい村づくりについて	織田 忠司
9	「さらべつまるごとプランディング計画」は地域活性化の起爆剤となり得るのか	安村 敏博
10	共生型地域づくりについて	松橋 昌和
11	更別村の防災について	小谷 文子

## ガバメントクラウドファンディングの導入について

長ー共感を得る事業の選定など、前向きに検討する



太田議員

かりません。寄付の中には、具体的で共感できるプロジェクトに寄付したいという思いのある人もいると思います。

が具体的にプロジェクト化をして寄付を募ってはどうかと考えますがいかがでしょうか。中学生が意を決して発言した

村の課題をどう汲み取って何ができるのか。財源確保が難しい他の事業へもプロジェクト化して取り組んでいけると思いますが村長の考えをお伺い致します。

プロジェクトに対し、他の地域からも寄付者を募ることができ、多額な寄付金をつぎ込んでプロジェクトを実行できる可能性があります。

討課題といたしたいと考えて  
います。

プロジェクトに対し、他の地域からも寄付者を募ることができ、多額な寄付金をつぎ込んでプロジェクトを実行できる可能性があります。

ご質問ではGCF導入の目的が、特定財源のない事業における財源の確保ということかと思いますが、事業によつては、全国から寄付金を集めることができず、結果としては、全国の一部の受益者に対し寄付を呼びかけることにもなりかねず、慎重な対応が求められるものと思われます。村の収入増を図るためのひとつ取り組みということで導入を検討することは必要かと思いりますが、GCFにより寄付金を集めることができるかどうかにか

討課題といたしたいと考えています。

なお、ご質問にありました中学生の「部活動の帰り道が怖いので街灯を付けてほしい」といった住民の皆様のご意見は、常に広く丁寧にお聴きし、その重要性、緊急性などを精査したうえで事業化について検討することとなります。住民の皆様からお聴きする声は様々ですので、重要性、緊急性により優先順位も判断しなければなりませんし、すぐには取り組むことができないもの、実施そのものが困難なものもございますが、住民の皆様の声を広く丁寧にお聴きすることが重要であろうと思しますし、その結果につきましても丁寧に説明責任を果たしてまいりたいと考えています。

控除されるものです。また、ふるさと納税を活用することから、寄付をする方は、地域の特産品などを返礼品として受け取ることができますし、

かつて いますので、どのよう  
な事業で GCF を行うのか、  
十分な寄付金を集めることができなかつた場合、その事業  
の取扱いはどうするのか、逆

## 明るい村づくりについて

### 長 村 安全対策として、街灯設置の取り組みを進める



織田議員

安全の為に街灯整備をどのように進めるのか、又ゼロカーボン宣言をどのように考慮して取り組んでいくのかお伺いします。

**織田議員** 昨年、12月に更別

中央中学校3年生の議場訪問

があり、議員との意見交換も行われました。

中学生より、街灯が少なく暗い所や、農村地区においては、街灯も少なく、帰りが遅くなつた時などには不安を覚えるなどの意見が多くありました。

現在、街灯の状況は、市街地区においてはある程度は普及していますが、まだ暗い所も見受けられます。しかし農村地区においては街灯がほとんどないのが現状です。

これでは、暗くなつた時の中学生や高校生の通学や住民が生活に不安を覚えるのは当然です。

今後、村として住民の安心、

全対策を目的とする場合は、防犯灯として整備をするのが一般的ですが、単独での財源確保が難しいことから更別村では、道路整備と併せ、街路灯として数多く設置しているのが、現在に至る状況となつており、総数で509基を設置しております。

今後、村として住民の安心、安全の為に街灯整備をどのように進めるか、又、ゼロカーボン宣言をどのように考慮し



くなるとの考え方から、平成27年度にまち・ひと・しごと創生総合戦略に係る交付金事業に具体的な施策として、農村部の街灯設置事業を提案し、街灯設置の要望が出てきたことがあります。

今回、中学生からの意見で街灯設置の要望が出てきたことから、このことをきっかけに再度、設置に向けての取り組みを開始したいと考えているところです。

設置については、財政状況やゼロカーボンに対応する機種の選定等の課題もありますが、検討を行いながら提案できるよう進めて参ります。

安全対策の取り組みでの設

めであります。ぐらいいがいいのではないのか」との意見が出て採択とならな

### ゼロカーボンとは

企業や家庭から排出される二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温暖化ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して、実質的な排出量をゼロにすることです。村は、昨年9月、2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロを目指す「更別村ゼロカーボン宣言」を行いました。

### 村道設置街灯数 (R4.3月末現在)

◆更別市街	440基
◆上更別市街	58基
◆農村地区	11基
計	509基

(建設水道課:公共施設敷地内防犯灯は除く)

「さらべつまるご」と「ランディング計画」は地域活性化の起爆剤となり得るのか

**長村**——各事業者とも連携し、人の流れの活性化から経済効果を生み出す



安村議員

安村議員 第6期更別村総合  
計画における、まちづくりの  
基本目標や第2期更別村まち・  
ひと・しごと創生総合戦略で  
の基本目標4に示されている  
地域資源活用による経済の活性  
化、ブランディング計画の  
策定における、まちの駅計画  
の推進などを組み込み地域全  
体のブランド化を図る事を目  
的として、令和3年3月「さ  
らべつまる」と「ブランディン  
グ計画」を樹立、令和12年度  
までの10年を推進計画期間と  
定めていますが、そもそも論  
で申し上げると、第6期更別  
村総合計画は平成30年から令  
和9年の10年間、第2期更別  
村まち・ひと・しごと創生総  
合戦略は令和2年から令和6

未だ猛威を振るう新型コロナ対策やスーパーシティ構想及びデジタル田園都市国家構想などにおける歳出予算が重視されるなか、ブランディング計画で早急に取り組むべき事業は何なのか十分精查されねばならない。地域住民参画なしでは成し遂げれない事業も多く、地域住民との関わりについても配慮すべきであります。更別村の将来像を描いたプランディング計画であるならば、事業の必要性と地域経済への効果が必ず問わねばならない。

年の5年間であり、整合性を図る意味からも、村総合計画や創生総合戦略計画での関連施策であるという事が重要で、それら計画に基づいた期間での施策が必要であり、具体的な施策でのプランディング計画策であるならば、年次毎の事業実施計画を立て予算措置を講ずるべきが筋ではないでしょうか。

村  
長  
さらべつまるごと  
プランディング計画につきま  
しては、現在進めている第6  
期更別村総合計画に則り、第  
2期更別村まちひとしごと創  
生総合戦略とともに、限られ  
た観光資源を有効に活用し、  
交流人口の増加による知名度  
向上、経済の好循環を生み出  
せるよう、地域の魅力を再發  
見、再整備し、地域全体のブ

留まる」となく、何が具体的な成果として期待され、結果として結びつくのか見解を求めます。

地域創造複合施設、農村公園大型遊具を、ヒトやモノが集まるステーション「むらの駅」となるよう機能向上を図る交流拠点エリアの再整備、二つ目は、本村の特色である大型農業とアウトドアを組み合わせたプログラムとアウトドアギアのレンタルサービスの提供による手ぶら来村してもアウェイドアを楽しめる環境整備、三つ目は、市街地活性化計画を継承する事業のほか、公共施設の稼働率向上のため、緑廃合を含む用途の見直しなどを計画しております。

は、関係団体はもとより、商工事業者、農業者などのご理解ご協力が不可欠なものもあることから、個別事業ごとに調整を図つてまいります。

具体的な成果として期待されるものについては、村外から更別村に訪れる人の流れを活性化させることで、更別村の景色や風土、農畜産物や特産品に触れる機会が増え、相乗的に経済効果が生まれるものと考えていることから、効果的な事業の推進について、村内各事業者との連携を図りながら推進してまいります。

ランド化を図るため、平成30年度に地方創生推進交付金を活用し、専門企業にアドバイザー業務を委託し、令和3年3月に策定したところです。

は、関係団体はもとより、商工事業者、農業者などのご理解ご協力が不可欠なものもあることから、個別事業ごとに調整を図つてまいります。

具体的な成果として期待されるものについては、村外から更別村に訪れる人の流れを活性化させることで、更別村の景色や風土、農畜産物や特産品に触れる機会が増え、相乗的に経済効果が生まれるものと考えていることから、効果的な事業の推進について、村内各事業者との連携を図りながら推進してまいります。

## 共生型地域づくりについて

### 村長——「共助」の取り組みとデジタルの活用により、高齢者の暮らしを守る



松橋議員

それを基盤とした助け合いの仕組みの構築が、急がれます。

**村長** 近年、全国的に地域における人間関係の希薄化による社会的孤立等の問題が

スホの中でも、あらためて明確になつた、困つた時に助け合える「共生型地域」の仕組みへの、再構築への必要性を問います。

松橋議員 新型コロナウイルス禍の中で、あらためて明確になつた、困つた時に助け合える「共生型地域」の仕組み

支援が必要になった時、世帯員だけで支えるのは難しくなっています。離れて暮らす家族の行き来も、ままならない状況が続いています。

介護、入院、生活、外出支援が必要になった時、世帯員だけで支えるのは難しくなっています。離れて暮らす家族の行き来も、ままならない状況が続いている。

高齢化に伴い、高齢者の独居世帯や高齢者世帯の増加など、支援を必要とする方が増えてきています。

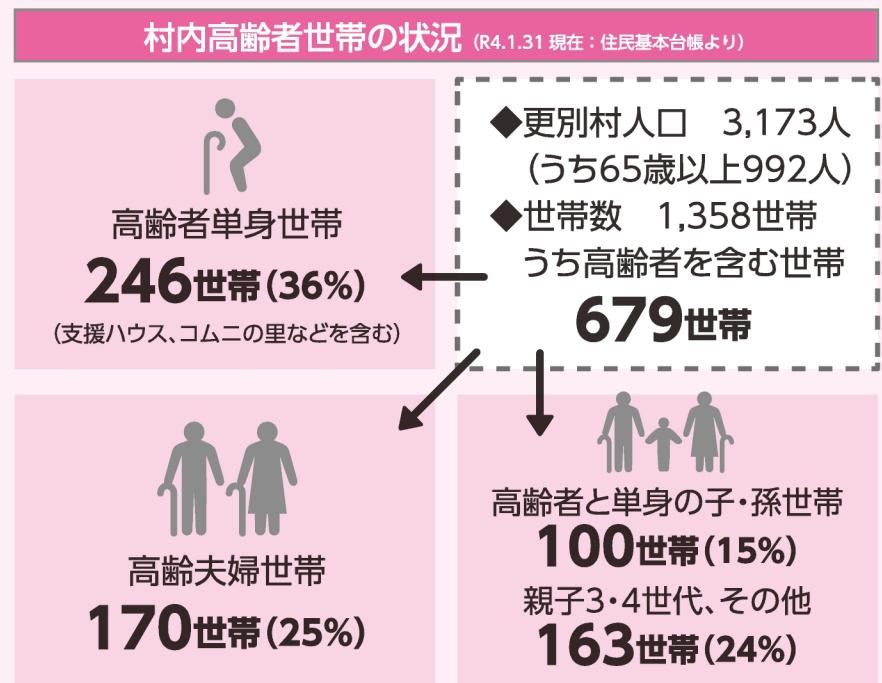
村の取り組みとして、住民主体で活動を行う生活支援体制整備事業「ささえ愛さらべつ」では、高齢者の困りごとについて、どんな社会資源が利用できるのか、不足しているか話し合ったり、高齢者と更別農業高校生との交流の機会を設けるなど住民同士の支えあいで、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを整えていくことを目的に活動をしています。

また、村内で配達等に係る事業者の方々と協定を結び、異変を察知した際は保健福祉を進めるためにはデジタルを活用したデータ連携が必須で

課へ連絡してもらう高齢者見守り活動を行うなど、村内関係団体との連携による様々な「共助」の取り組みを行つています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人が接する機会が減るなど地域コミュニティへの影響は大きなものがあります。

現状において日常生活に支障のない方が不測の事態により生活に支障をきたすことも想定されることから、そのようなケースにも対応可能な仕組みの構築が必要であると考えており、幸福度を高めるこ



あることから、国が掲げているデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、高齢者の方々が、これからも「住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう」持続可能な仕組みづくりを進めています。

議員ご懸念のとおり、人手不足などによる地域活力の低下が課題となっています。限られた人材で新たな取り組みを進めるためにはデジタルを

主導的に取り組む人づくりの例)です。(岐阜県「白川郷」の「結」

## 更別村の防災について

**村長——法改正により、令和5年度にハザードマップを作成予定**



小谷議員

**小谷議員** 昨年12月1日、更別村は暴風発生により、倒木による一時通行止めや大規模停電・家屋や建物等にも被害が及び、突然訪れる災害の恐ろしさを実感致しました。避難所も開設され、14名の方が体を温めたり携帯充電等に来られたとのこと。

さて、更別村地域防災計画は、国の災害対策基本法の改正や北海道地域防災計画の内容から、平成30年に改正されております。

とりわけ日頃防災については、村から配布された更別村防災マップと防災のしおりがありますが、広報や村ホームページの防災関連でも確認可能です。

**村長** ご質問の1点目、

「防災マップ」につきまして

質問の1点目、村は「防災マップ」にて、万が一の災害に備えておくようにとあります。(字が小さいなど)高齢者には伝わりにくいことから、見やすさの工夫が必要かと思います。同じく「防災のしおり」についても、平成26年4月に更新されて以来約8年、最新情報に変更・見直しも必要と思われます。災害はいつ、何が起ころか解りません。今後に向けて、現在作成されていないハザードマップ作成の必要性も合わせて、村長に見解をお伺いいたします。

2点目、令和2年度に新たに更別村防災倉庫が設置されました。しかし、倉庫の見学や防災・避難用品を周知し、村民の「安心・安全」や「防災の意識向上」のために活用してはどうかと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

質問の1点目、村は「防災マップ」にて、万が一の災害に備えておくようにとあります。(字が小さいなど)高齢者には伝わりにくいことから、見やすさの工夫が必要かと思います。同じく「防災のしおり」についても、平成26年4月に更新されて以来約8年、最新情報に変更・見直しも必要と思われます。災害はいつ、何が起ころか解りません。今後に向けて、現在作成されていないハザードマップ作成の必要性も合わせて、村長に見解をお伺いいたします。

ハザードマップに関しては、一般的には、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の水深等を表す、いわゆる「洪水ハザードマップ」を思い浮かべますが、これは、水防法の規定に基づき、国土交通省又は都道府県が「洪水予報河川」あるいは「水位周知河川」を指定した場合、国土交通省又は都道府県が「洪水浸水想定区域図を作成、公表することとなつております。水想定区域図を作成し、村は、「洪水浸水想定区域図」に避難場所等を記載したハザードマップを作成する義務が生ずることとなります。このため、ハザードマップを作成し、住民の方々に周

は、平成30年3月に作成、戸に配布し、その後、転入された方にも配布をしておりました。それ以前に配布しておりました「防災のしおり」に替わるものとして、特に住民にお知らせすべき事項を整理し、箇所を地図に落とし込んだものとして作成いたしました。

ハザードマップに関しましては、一般的には、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の水深等を表す、いわゆる「洪水ハザードマップ」を思い浮かべますが、これは、水防法の規定に基づき、国土交通省又は都道府県が「洪水予報河川」あるいは「水位周知河川」を指定した場合、国土交通省又は都道府県が「洪水浸水想定区域図を作成、公表することとなつております。水想定区域図を作成し、村は、「洪水浸水想定区域図」に避難場所等を記載したハザードマップを作成する義務が生ずることとな

ります。このため、ハザードマップを作成する義務はございません。このため、本村の河川に関する「浸水想定区域図」もございませんので、本村独自のハザードマップを作成するとなれば、「浸水想定区域図」の作成から作業を始めなければならず、これには多額の費用が想定されることから、これまで作成はしてこなかつたところです。

災安全交付金を財源として作成したいと考えています。

本村には「洪水予報河川」「水防法に規定するハザードマップを作成する義務はございません。このため、本村の河川に関する「浸水想定区域図」もございませんので、本村独自のハザードマップを作成するとなれば、「浸水想定区域図」の作成から作業を始めなければならず、これには多額の費用が想定されることから、これまで作成はしてこなかつたところです。

ご質問の2点目、防災倉庫についてですが、令和2年12月、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、528万円をかけて建設いたしました。災害に備え、発電機6台、ストーブ30台、避難ベッド75台、避難テント35張など、さまざまな避難用品を保管しております。

ぜひ、村民の皆様にもご覧いただきたいと思いますし、広報等を通じて避難用品等の保管状況等をお知らせするなどにより、防災意識の向上に努めたいと考えております。

ご質問の2点目、防災倉庫についてですが、令和2年12月、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、528万円をかけて建設いたしました。災害に備え、発電機6台、ストーブ30台、避難ベッド75台、避難テント35張など、さまざまな避難用品を保管しております。

ぜひ、村民の皆様にもご覧いただきたいと思いますし、広報等を通じて避難用品等の保管状況等をお知らせするなどにより、防災意識の向上に努めたいと考えております。

## 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業 被害の解明と支援策を求める意見書

地球温暖化・海水温上昇が漁業に大きく影響を及ぼしていると推察され、原因究明が急務となっています。

サケ・サンマ等の水揚げ減少は、漁業従事者や水産加工業者に大きな影響を与え、地域経済の衰退を招きかねないことから、被害の実態調査と漁業支援並びに緊急経済支援策を講ずるよう求めるものです。

【提出者】小谷文子

【賛成者】遠藤久雄、松橋昌和、太田綱基、安村敏博、織田忠司

【提出先】衆議院議員、参議院議員、総理大臣、官房長官、財務省、農水省、国交省、厚生労働省、環境省

# 意見書

第1回定例会において意見書  
4件が可決され、関係各大臣  
及び国会に提出しました。

## 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を 守ることを求める意見書

国産砂糖生産は砂糖調整制度により、てん菜産糖量は64万トンの枠がありますが、砂糖消費量の減少と輸入調整金取支の赤字に伴い、産糖量64万トン枠を削減する動きが強まっています。

てん菜は本道農業の重要な基幹作物であり、国は国産砂糖を守る政策に転換し、生産者が意欲をもっててん菜生産に取り組めるよう支援の強化を求めるものです。

【提出者】松橋昌和

【賛成者】遠藤久雄、小谷文子、太田綱基、安村敏博、織田忠司

【提出先】衆議院議員、参議院議員、総理大臣、財務省、外務省、農水省

### ■提出先

衆議院議員：衆議院議長

参議院議員：参議院議長

総理大臣：内閣総理大臣

官房長官：内閣官房長官

財務大臣：財務大臣

総務大臣：総務大臣

外務大臣：外務大臣

厚生労働大臣：厚生労働大臣

農水省：農林水産大臣

国交省：国土交通大臣

環境省：環境大臣

## 燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や 運用変更に関する意見書

コロナ禍からの経済回復等に伴い、原油は価格高騰が続くとともに、農業用各種資材の価格上昇が続き、生産者の農業経営を圧迫しています。

また、国の新規就農者支援事業及び水田活用交付金における運用の変更により、各方面への影響が懸念されることから、食料の安定供給と農業の持続的発展を図るために、燃油等高騰対策などを講ずるよう要望するものです。

【提出者】太田綱基

【賛成者】遠藤久雄、小谷文子、松橋昌和、安村敏博、織田忠司

【提出先】総理大臣、財務省、農水省

## コロナ禍での消費拡大対策の強化に に関する意見書

コロナ変異株の急速な拡大により、インバウンドの低迷や飲食店利用者が減少、また長引くコロナ禍の影響による中食・外食産業の大額な消費減少等に伴い、米や乳製品、砂糖などの滞留在庫と価格の低下が深刻化しています。

このため農業者が本年も安心して営農を継続できるよう、農畜産物の消費拡大対策等の強化を要望するものです。

【提出者】安村敏博

【賛成者】遠藤久雄、小谷文子、松橋昌和、太田綱基、織田忠司

【提出先】総理大臣、財務省、農水省



# 委員会レポート

## 総務厚生常任委員会



村・関係機関職員による枝拾い作業

▼調査事項  
公共施設及び村有林の復興  
状況について

▼調査期日  
1月25日

▼調査結果

最初に、12月1日発生の暴風による公共施設等の被害状況及び復旧状況につき報告があつた。建物被害は車両センター、老人保健福祉センターなど計11施設で、その内、国保診療所と消防庁舎は未着手だが、他は復旧工事を終えており、本年2月中には完了する予定である。

また、倒木被害は老人保健福祉センター敷地内、運動広場など計15か所で72本であったが、その処理は12月27日までに終えた。倒木根を残した対応について、危険性の有無を今後調査し、検討する予定である、との説明を受けた。

村有林の倒木被害については、被害にあつた翌日から12月20日までの10日間で処理を完了し、その後5日間で枝条処理を終えている。今後の対策としては、森林組合等との連携を図り、令和4年度中に植栽等復旧計画を策定し、年間伐、6年度に植栽・特殊地拵・間伐、7年度に植栽・間伐を行う予定との復旧計画素案が示された。

その中で、令和4年度に予定する村有林の復旧計画策定においては、農用地周辺と市街地、それらの視点で考え

防風林はその大半がカラマツであるが、根が弱く倒木しやすい。また冬期には落葉し、強風で落ちた枝葉が飛び散るといった欠点があり、計画の策定にあたっては、村の担当課のみで行うのではなく、カラマツ以外の樹種の特性に見識をもつ外部の人材を含めたメンバーで検討する必要があると考える。

一方、市街地及びその周辺地においては、村づくり、森林環境づくりの推進を図る意味からも、緑化を中心に新たな村の景観づくりを考えるべきである。そのためにも、多くの方々の意見を取り入れつつ、官民一体となり取り組んでいくべきと考える。

現在、農用地周辺の防風林はその大半がカラマツであるが、根が弱く倒木しやすい。また冬期には落葉し、強風で落ちた枝葉が飛び散るといった欠点があり、計画の策定にあたっては、村の担当課のみで行うのではなく、カラマツ以外の樹種の特性に見識をもつ外部の人材を含めたメンバーで検討する必要があると考える。

### ～第1回定例会で可決～ ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの侵略は、明らかに同国の主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であって、断じて許されない行為である。

こうした力による一方的な現状変更は欧州にとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

さらに、ロシアは核兵器大国であることを誇示し、先制使用を示唆するなど、核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において決して許されるものではない。

本村は、平成10年に行った「更別村核兵器廃絶平和宣言」により、「核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、日本国民共通の悲願であり、われわれ更別村民が心から望むものである」ことを宣言しており、ウクライナへの侵略はそのような村民の願いに反するものである。

よって、更別村議会はロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳しく抗議するとともに、即時の攻撃停止と軍の撤退及び平和的解決を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月17日

更別村議会



決議とは…議会が行う事実上の意思形成行為であり、政治上の効果あるいは議会の意思を対外的に表明するために行われる議会の議決のことです。

## 会議録は閲覧できます

本会議の詳しい内容は記録した会議録をご覧ください。議会事務局での閲覧のほか、村のホームページでもご覧いただけます。



### ■ 次回の定例会は

**6月6日(月)  
午前10時開会予定**

### 【傍聴時のお願い】

- ①マスクの着用、手指消毒、検温にご協力ください。  
②体調がよくないときは、傍聴をお控えください。



議会中継QRコード

※インターネットからも  
議会中継をご覧になれ  
ます。詳しくは村議会  
HPをご覧ください。

依然として感染拡大の高止まり状況が続く中、議会覇告会が中止となるなど、今後も多くの活動が制約を受けることになると思います。が、これまで以上に創意工夫を凝らして活動したいと考えております。どうぞよろしくお願ひ致します。

# 皆さんのご

議会では、村政全般にわたり団体等の皆さんと意見交換を行う「議会懇談会」を開催しています。ご意見は議員活動の参考とさせていただきますので、議会事務局までお気軽にご連絡ください。

お	ただきますので、請
聴	局までお気軽にご連
か	さい。 TEL52-
せ	く だ さ い

TEL52-2117



▼少し前の話になるが、昨年12月に更別中央中3年生の訪問を受け、全議員との意見交換の場をもつた。その中で一人の生徒から「校内にボランティア部を創りたい。」との発言があつた。人生百年時代を迎えるようとする今日、こうした想いをもつ若者と出会えたことに感謝

▼定住促進対策事業として  
宅地分譲24区画(個人向)を

